健全な法治国家のために声をあげる市民の会 代表 八木啓代

検察審査会事務局の保有する行政文書開示申出書

下記のとおり、検察審査会事務局の保有する行政文書の開示を申し出ます。

記

- 1 検察審査会事務局の保有する行政文書の名称等
- ・2012年8月23日付で受理された平成24年第14号事件の検察審査員の選任にかかる事務の取り扱い(選任方法、手順、検察審査会法第12条の3にいう調査の方法を含む)について記載されたもの
- ・2012年8月23日付で受理された平成24年第14号事件の審査補助弁護士の選任にかかる 事務の取り扱い(選任方法、手順、検察審査会法第12条の3にいう調査の方法を含む)に ついて記載されたもの

万一、審査補助弁護士が不適任と考えられる場合、忌避する事由等について、どのよう な基準が設定されているかが記載されたもの

該当文書が存在しない場合、検察審査会事務局では、どのような基準を想定しうるかを 文書にて回答していただきたい (例:被疑者の親族、知人、利害関係者等)

- ・検察審査員の全体的な選定基準などは最高裁が保有しているかどうか、またそうでない としたら、選定基準を保有しているのがどの機関であるかについて記載されたもの
- ・東京第1検察審査会の、平成24年8月から平成25年1月に選任された検察審査委員の性別 と年齢、及び任期のわかるもの
- ・東京第1検察会審査員の平均年齢(平成24年8月~10月期、平成24年11月~平成25年1月期、平成25年2月~4月期のそれぞれの期間について)のわかるもの

- ・被疑者 田代政弘(元東京地方検察庁特捜部検事)に対する虚偽有印公文書作成及び行使事件(最高検平成24年検第13,15,17,19,21,23,25,27,29,31,33,35,37,39,41,43,45,47,49,51,53,55,57,59,61,63,65号)、偽証事件(最高検平成24年検第6号)に関して不起訴不当、被疑者 佐久間達哉、木村匡良に対する虚偽有印公文書作成及び行使事件(最高検平成24年検第78,94,95号)に関して不起訴相当と議決した平成24年東京第一検察審査会審査事件14号(以下、「本事件」という。)に係る法第12条の4に規定する質問票の内容がわかる文書及び当該質問票を用いたことがわかるその他一切の文書
- ・本事件に係る法第16条第1項に規定する説明の内容及び当該説明を行ったとする一切の 記録
- ・本事件に係る検察審査員に係る法第16条第2項に規定する宣誓書及び宣誓書の有無がわかるその他一切の文書
- ・本事件に係る法第22条に規定する検察審査会議の召集状の写し等及び当該召集状を発したことがわかるその他一切の文書
- ・本事件に係る法第25条に規定する検察審査員全員の出席があったことを証明する文書
- ・本事件に係る法第28条第2項に規定する会議録及びと検察審査委員及び審査補助員による議論の内容のわかるもの
- ・本事件に係る法第39条の2第3項に規定される審査補助員が行った、本事件に関係する法令及びその解釈に関する説明、事実上及び法律上の問題点の整理、当該問題点に関する証拠の整理、および本事件の審査に関して法的見地から行った助言の内容がわかるその他一切の文書
- ・本事件に係る検察審査会議の開催日程、配布あるいは参照用として提供された資料がわかるもの
- ・本事件に係る検察審査会法施行令(昭和23年11月29日政令第354号)第15条に規定する選定録及び選定録の有無がわかるその他一切の文書
- 2 求める開示の実施の方法

 ア 閲 覧

 イ 謄 写

 ウ その他()

以上